明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令の一部改正）

第八条　労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、同項第五号ホ中「地域限定通訳案内士」の下に「及び沖縄特例通訳案内士」を加える。

（防衛省組織令の一部改正）

第九条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一項の表沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百三条及び同法第百四条の規定が効力を有する間の項を次のように改める。

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第百四条の規定が効力を有する間	同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第十条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の表平成二十四年三月三十一日の項を削り、平成三十三年三月三十一日の項の次に次のように加える。

平成三十四年三月三十一日	沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の施行に関すること（同法第百五条の三第二項の交付金（同法第百五条の二第二項第一号に規定する事業又は事務の実施に要する経費に充てるものに限る。）の交付並びに同法第百六条第一項、第百七条第一項及び第百八条第一項の規定による協議に関することを除く。）。

附則第八条第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に、「基づく」を「よる」に改める。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十一条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

（観光庁観光地域振興部の所掌事務の特例）

第二十八条　観光庁観光地域振興部は、第二百二十四条の二各号に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

（観光庁観光地域振興部観光資源課の所掌事務の特例）

第二十九条　観光庁観光地域振興部観光資源課は、第二百二十四条の九各号に掲げる事務のほか、平成三十四年三月三十一日までの間、沖縄特例通訳案内士に関する事務をつかさどる。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
防衛大臣　田中　直紀

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第九十八号

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成二十四年法律第十四号）の施行に伴い、並びに沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第二条第二号、第十条第一項、第十四条第二項第六号、第十五条第一項、第二十七条第一項及び第二十九条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律施行令（平成七年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令

第一条の見出しを「（法第二条第二号の政令で定める権利）」に改め、同条中「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に、「第四条、第十条第三項及び第十一条第二項」を「第二条第二号」に改める。

第二条を削る。

第三条の見出しを「（給付金の支給の手続等）」に改め、同条第一項中「第八条第一項」を「第十条第一項」に、「返還日」を「引渡日」に改め、同条を第二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定駐留軍用地の要件）

第三条　法第十二条第一項の政令で定める規模は、五ヘクタールとする。

2　法第十二条第一項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　当該駐留軍用地の区域内の公有地（法第十二条第一項に規定する公有地をいう。以下この号において同じ。）及び土地開発公社（同項に規定する土地開発公社をいう。）の所有する公有地となるべき土地（次号において「公有地等」という。）の面積の合計が当該駐留軍用地の面積の二十パーセント未満であること。

二　当該駐留軍用地の区域内の国有地及び公有地等以外の土地の面積の合計が当該駐留軍用地の面積の四十パーセント以上であること。

第四条（見出しを含む。）中「第十四条」を「第二十四条」に改め、同条を第六条とし、同条の前に次の二条を加える。

（法第十四条第二項第六号の政令で定める規模）

第四条　法第十四条第二項第六号の政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該駐留軍用地の跡地の有効かつ適切な利用を推進するため特に必要があると認められるときは、関係市町村は、条例で、百平方メートル以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。

（法第十五条第一項の政令で定める規模）

第五条　法第十五条第一項の政令で定める規模は、二百平方メートルとする。ただし、当該駐留軍用地の跡地の有効かつ適切な利用を推進するため特に必要があると認められるときは、関係市町村の長は、当該関係市町村の規則で、百平方メートル以上二百平方メートル未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。